

不法侵入等倫理観の欠如した問題行動が発覚した  
木下章広議員に対する糾弾決議

富山市議会は、平成28年9月23日、議員の議会事務局執務室への入室等について、「公務以外での入室は、一切行わないこと」、「公務の場合であっても、急を要する場合などの特別の事情がない限りは遠慮すること」などが、議長より各議員に依頼されていた。また、同年11月17日に開催された各派代表者会議において、このことについて再度確認されたところである。

仮に、これらの確認を知らなかったとしても、執務時間外の誰もいない執務室に、議員といえども無断で入室することは、一般常識として考えて、そもそも、その良し悪しは判断できるものである。

去る7月1日の各派代表者会議において事実が明らかとなったとおり、今回、木下章広議員は、不法侵入や複数の職員の机の物色、私的メールの送信等、議員として、人として、あるまじき行動を重ねた。

この2年半あまり、本市議会としても議員個々においても富山市民の信頼回復に向けて、格段の想いで取り組んできたところである。その全てを台無しにするばかりか、富山市民からの信用を再び失墜させ、富山市議会への不信感を増大させたことは、取り返しのつかない愚行であると言わざるをえない。

これまで、木下議員は議会の一般質問において、市当局に対してセキュリティの確保を問いただしていた。今定例会においても、市民からの議員政治倫理条例の制定を求める請願の紹介議員となり、議員としての倫理の確立について制度化を求めていた。さらには、様々な会議の場で他の議員に対して、大きな声で議会改革を叫び、市民からの信頼回復を求め厳しく追及を行っていたその裏で倫理観の欠如した行動を繰り返していたことになる。

議員としての出处進退は本人が判断することは大前提ではあるが、議会改革を声高に叫びながら、本件事案のごとく、実態は富山市民を欺いてきた議員が、その職にとどまることなど、決して市民は許さない。また、被害者となる複数の職員の心痛に思いをいたすと、謝罪の言葉だけでは、到底済まされるようなことではない。

よって富山市議会は、再発防止の強い決意のもと木下章広議員を糾弾し、ただちに自ら議員を辞職することを強く促すものである。

以上、決議する。

令和元年 7 月 3 日

富山市議会